

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A+	s	a	a	a

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	
3 拠出先の概要	
1949 年 12 月、国連総会決議 319(IV)により設置決定。本部はジュネーブ(スイス)。東京に駐日事務所を置く。①難民に対する国際的な保護の付与、②難民・国内避難民等に対する水、食料、住居、教育等の生活支援の提供、③難民の自発的帰還、現地定住もしくは第三国定住による恒久的解決を図ることを目的とする。また、条約に基づき、無国籍者保護への活動を実施しているほか、国際的な人道支援枠組みに基づき国内避難民支援も実施。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出は、UNHCR の事業実施経費及び人件費等に充てられる。本件拠出金を通じ、脆弱な立場に置かれやすい難民・国内避難民等に対して、法的、物的両面での保護・救済を支え、難民問題の恒久的解決および国内避難民支援に貢献することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 3,658,270 千円	
2020 年の日本の拠出率 2.6%(拠出順位:5位) 補正予算によるものも含む外務省の拠出合計額ベース(126 百万ドル) 参考:米国 41.3%(1位)、EU10.9%(2位)、ドイツ 9.4%(3位)、英国 2.8%(4位)、スウェーデン 2.6%(6位)	
令和3年度当初予算額 3,592,852 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」(より具体的には、「難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」を行う。)を達成するための達成手段の一つと位置

づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 391-397 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
・世界各地で難民支援を行う UNHCR の活動は、日本の重要外交課題である人間の安全保障にかかる現場の実践に大きく貢献するもの。また、UNHCR の中東・アジア・アフリカ等における活動は、人道的だけでなく、地域の安定の観点からも重要であり、日本が重視する「中東の平和と安定」や「自由で開かれたインド太平洋」などの取組、積極的平和主義の実践にも貢献。 ・世界の難民や国内避難民等の数は第二次世界大戦後最大を更新し続けていること(UNHCR が支援対象とする人々の数は 2009 年に 36.4 百万であったが、2019 年には 86.5 百万人に増大。難民数は 10.4 百万人から 20.2 百万人に、国内避難民も 27.1 百万人から 43.5 百万人に増大)、また、難民状態が長期化する傾向にあることから、難民問題に対する国際的な負担と責任の共有が急務であり、日本としてその責務を果たしていくことが人道支援に対する姿勢を示すこととなり、重要である。 ・UNHCR は、UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)が対象とするパレスチナ難民以外の、世界の難民・国内避難民等の避難を余儀なくされる人々に対して支援を行っており、UNHCR の活動は、人道危機の初期段階で発生する避難に対して迅速に対応するとともに、庇護申請や帰還にかかる各国の能力及び体制強化の支援にも及び、他機関では対応できない難民保護の専門性を有する機関である。 ・また、UNHCR は、シリアやイエメン、コンゴ(民)やソマリア等、治安状況が悪く、日本政府が人道支援を実施することが困難な国・地域等で緊急・人道支援を展開しており、日本は UNHCR を通じて、難民支援の最前線への支援を実現させており、世界各地の人道危機支援に貢献している。 ・UNHCR の活動を通して、SDGs 目標 1: 貧困撲滅、2: 飢餓撲滅、3: 健康と福祉の促進、4: 教育機会の提供、6: 安全な水とトイレ、16: 平和と公正の促進等の主要な目標の実現に貢献している。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
1979 年以降、日本は UNHCR の意思決定機関である執行委員会(101 か国で構成)のメンバーであり、年 1 回開催される執行委員会に出席している他、年 3 回開催される定例会合(常設委員会)にも出席し、UNHCR の組織や活動にかかる意見を反映させている。また、UNHCR では 20 百万ドル以上の抛出を行う主要ドナーのみを対象とした非公式ドナーグループがあり、UNHCR の活動や組織等に関する最新状況の説明や議論を行う場となっており、日本も積極的に参加して意見を述べている。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
・UNHCR のトップである高等弁務官は毎年訪日し、日本側の政務レベルとの意見交換等を行っている。新型コロナウイルス感染拡大の影響で 2020 年の訪日は見送られたが、2019 年は 8 月の第 7 回アフリカ開発会議(TICAD7)の際に訪日し、サヘル地域の平和と安定に関する特別会合、河野外務大臣主催昼食会、JICA 等とのサイドイベント、アフリカの角及び周辺地域の平和と安定特別会合へ出席した。併せて、河野大臣との二者会談において引き続き日本と UNHCR の間で協力し、難民や受入コミュニティ等への支援に一層積極的に取り組むことを確認し、アフリカに加え、中東、南米、ミャンマー・バングラデシュ等における協力について意見交換するとともに、北岡 JICA 理事長との面談、日本の NGO との意見交換、日本企業(富士メガネ)との意見交換も行っている。 ・また、2019 年 12 月にジュネーブにて開催された第 1 回グローバル難民フォーラム閣僚会合では、鈴木外務副大臣がグランディ高等弁務官との二者会談を実施。鈴木副大臣から、複雑化及び長期化する難民問題に対する UNHCR の活動を評価する旨述べたのに対し、先方からは、UNHCR による今後の難民支援に対する日本の継続的かつ安定したコミットメントが要請された。このほか、2020 年 11 月にはオンラインでグランディ高等弁務官と植野国際協力局長が意見交換を実施した。

- ・加えて、副高等弁務官が毎年訪日し、国際協力局幹部と日・UNHCR 政策協議を行っている。直近では、2021 年2月 25 日にクレメンツ副高等弁務官、ハイド渉外局長、オハラ国際保護部長等とオンライン形式にて協議を実施。
- ・2020 年は、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部と UNHCR 本部での連携を強化し、大使と高等弁務官レベル、また担当レベルでの意見交換や情報共有を図り、ベネズエラ周辺国やサヘル地域等の人道危機、また新型コロナウイルス感染拡大に対する日本の迅速な支援の実施に貢献した。
- ・2019 年7月の高等弁務官訪日時に UNHCR 議員連盟と意見交換会を実施。2020 年6月には、UNHCR 議員連盟総会を、10 月にはオンラインで高等弁務官と議員連盟の意見交換会を実施。
- ・これら緊密な対話を通じ、日本の UNHCR における影響力を確保しつつ、日本が重視する「人道と開発の連携(ネクサス)」の考え方を反映させた難民支援を広く世界各地で実施することができている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

【日本企業との連携】

- ・UNHCR は 2019 及び 2020 年で約 5,080 万米ドル相当の物資等を日本企業から購入(主にトヨタ自動車及び関連部品)。
- ・2011 年より連携しているファーストリテイリング社(FR)と、2020 年に3か年のグローバルパートナーシップ(GP)を更新。難民への衣料支援で連携している他、世界のユニクロ店舗での難民雇用で自立支援に貢献。
- ・2020 年に、UNHCR は豊田通商と UNDP との連携を通じて、日本が支援する自動車工訓練プログラムに難民 11 人が参加し自立支援で協力。
- ・国連 UNHCR 協会は、UNHCR WILL2LIVE 映画祭を開催し、2019 年には約8千人が鑑賞(2020 年はオンライン配信)。難民問題への周知に賛同する 15 の日本企業の支援により実現。

【JICA との連携】

- ・1999 年の MOU 締結以降協力関係を深め、2019 及び 2020 年は引き続きウガンダやバングラデシュ、ヨルダン等の支援で連携、日本が推進する「人道と開発の連携(ネクサス)」の実践に貢献。また、JICA の「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)」事業における留学生募集等で UNHCR が協力。

【日本 NGO との連携】

- ・2019 年は8団体と 12 か国・13 案件で、2020 年は7団体と 10 か国・10 案件でパートナー事業契約(PPA)を締結して連携。国内でも、2019-2020 年に2団体と2件の PPA を締結。日本の NGO の国際会議参加枠確保にも協力。
- ・UNHCR は国連機関として初めてジャパン・プラットフォーム(JPF)の事業審査分科会に参加し、現場における UNHCR のパートナー事業と JPF 事業の相互補完性の強化に尽力しているほか、2006 年以来、日本で唯一の常設的な NGO と国連機関の協議体である日本 UNHCR・NGO 評議会(J-FUN)を共同運営し、2019 及び 2020 年も定期会合の開催や、難民支援に携わる関係者が一同に会する会議を開催。以後、勉強会の形式で継続開催している。
- ・UNHCR の「緊急事態対応地域センター(e センター)」が行う研修への日本の NGO 関係者の参加、NGO 安全管理イニシアティブ(JaNISS)と連携した研修の実施、「性的搾取・虐待・ハラスメント」に関する NGO の能力構築にも貢献。

【大学との連携】

- ・上智大学と MOU を締結し、国際協力人材育成センターと協力。国連 UNHCR 協会とも連携し、2019～2020 年に、大学生・大学院生向けに 57 回、小学生、中学生、高校生向けに 87 回、難民保護等に関する授業やキャリアカウンセリング等を実施。
- ・国内の大学と協力して難民の高等教育の機会拡大に取り組んでおり、2019 年に帝京大学、2020 年に天理大学と MOU を締結。合計 13 大学と連携し、難民高等教育事業(難民奨学金事業)を実施している(2020 年末時点で合計 72 名が本事業により大学に入学)。

- ・2020 年に一般社団法人日本福音ルーテル社団と協定書を締結、難民専門学校教育事業(難民奨学金事業)を開始。
- ・UNHCR 駐日事務所では、学生を中心に多数インターンを採用し(2019 年 25 人、2020 年 14 人)、日本の人道・開発援助分野における人材育成に貢献。

【難民選手団の東京オリンピック・パラリンピック競技大会への参加予定】

- ・UNHCR は選手団の受入れ団体(大学)やホスト・タウン(自治体)と連携し、開催国との連帯及び啓発活動を推進。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

- ・人々が避難を余儀なくされる理由は紛争のみならず、政治・経済的状況、気候危機、地理的要因等多岐にわたり重複・影響し合って複雑化しており、UNHCRが支援対象とする人々の数は、今後も増加することが予測されている。そのような状況のなか、国際社会の一員として日本が難民問題の負担と責任の共有を行うために、1-1(2)に記載したとおり、UNHCRを通じて日本が支援を行うことは大変有用である。
- ・日本が推進してきた人間の安全保障は、緒方貞子元国連難民高等弁務官が主導してきた概念であり、UNHCRはその意志を引き継いで最も脆弱な立場に置かれている難民や国内避難民等に対する支援活動を現場主義で展開し、新型コロナウイルス感染拡大の中でも、現場に留まり支援を行う方針を貫き、2-1(2)に記載した取り組みを行い、成果をあげていることは高く評価できる。
- ・世界507か所の事務所を通して支援活動を展開するUNHCRの強みは迅速性と専門性にあり、各国政府との連携を重視し、関係当局の能力構築を支援してきた。新型コロナウイルス感染拡大で人口過密な難民キャンプでの対策のみならず、国境で庇護申請をする人々への対応に関する各国当局への支援や助言、難民等が受入国の保健等サービスから取り残されないための働きかけを行う等、包括的な支援を実施しており、とりわけ日本が二国間で支援が困難な治安状況にある国や地域において、効果的かつ効率的な支援を実現している。
- ・以上を総合的に判断すれば、本件提出は、外交目標の達成において極めて高い貢献をしたと総括できる。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1(1)【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

- ・UNHCR は、2018 年 12 月の国連総会にて採択された難民グローバル・コンパクト(GCR:世界が一体となって難民保護を促進するための国際的な取り決めで、難民に関する負担と責任の共有が謳われている)に定められる4つの目標を支持:(1)難民受け入れ国の負担軽減、(2)難民の自立支援の拡充、(3)第三国定住及びその他補完的方法へのアクセス拡大、(4)難民の自発的な帰還を促進できる環境の整備。
- ・2017-2021 年の5か年計画で、支援対象者中心、パートナーシップの多様化と強化、保護を行う政府への支援、予防と解決を視野に入れた支援者へのアプローチを柱とし、戦略的方向性を、保護、対応、内包、能力強化および解決策の提示という5分野での活動強化として策定。
- ・より詳細な2か年計画(Global Appeal 2018-2019 及び 2020-2021)では、活動とマネジメント両面における戦略目標を以下のとおり策定:
 - (1)難民申請への、また強制帰還からの保護、(2)難民登録や出生証明に基づく身分証明の確保、(3)子どもに対する SGBV 等の保護リスクの軽減、(4)死亡率・栄養失調率の減少、(5)シェルター、エネルギー、水・衛生分野での国際的標準順守、(6)支援対象者の意思決定への参加と受入れコミュニティとの共存、(7)教育、就業・生計支援・機会等を通じた支援対象者の潜在的な可能性への支援、(8)長期化する難民状況に対する自主帰還、庇護国における社会統合、第三国定住を含めた包括的なアプローチによる恒久的解決の機会拡大。
- ・GCR の4目標については、UNHCR がサポート役を担う。2019 年のグローバル難民フォーラム(GRF)閣僚会合において、(1)受け入れ国の負担軽減に関し、各国、世界銀行、米州開発銀行からの支援及びパートナーシップが拡大

され、(2)難民の自立支援の拡充に関し 180 のプレッジの他、多岐にわたる支援が表明された(合計 1,400 のプレッジ)。また、(3)中米及びメキシコ、東アフリカ及びアフガニスタンの難民を対象とする3つの支援プラットフォームの設立会合を開催し、(4)難民の自主的な帰還のために、UNHCR は就業、居住地等帰還の際の障害を軽減すべく世界銀行等との連携を進めている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

・戦略目標に対する 2018 年及び 2019 年の主な取組及び成果は、以下のとおり。2020 年の成果は 2021 年6月に公表される予定。

- (1)難民の生体認証登録:2018 年に 720 万人、2019 年に 880 万人。
- (2)恒久的な解決(帰還・帰化):2018 年に約 60 万人・2019 年に約 32 万人の難民が自国へ帰還。また、2018 年に 6.2 万人、2019 年に 5.5 万人に帰化に関する支援を実施。
- (3)難民の子どもの保護:難民受入れ国の保護や福祉に関わる施策に対する働きかけにより、2018 年には 22、2019 年には 18 の活動国・地域で難民の子どもの享受に関して改善が行われた。
- (4)住まい及び住環境:2018 年に約 1.2 万棟、2019 年に約 9,500 棟の難民用シェルターを建設・提供した。
- (5)水・衛生:簡易トイレ基に対する難民の数は 2018 年には 22 人であったが、2019 年には 17 人に改善した。
- (6)教育:教育支援により、難民の子どもの初等教育(2018 年 107 万人以上、2019 年 113 万人以上)及び中等教育(2018 年 5.1 万人以上、2019 年 6.3 万人以上)を受ける機会の拡大に貢献した。
- (7)強制移動に関する世界銀行・UNHCR 共同データセンターを設立し、難民及び受け入れコミュニティのニーズに関するデータの向上が促進された。

・UNHCR は政府との連携・協力により難民の保護から最終的に恒久的解決の提示を行うことで人道・開発ひいては平和との連携(ネクサス)を実践につなげており、2019 年にはブルンジ、中央アフリカ、チャド、コートジボワール、コンゴ(民)、マリ、ソマリアにおいて合計約6万4千人の自国への帰還を支援するとともに、2019年に世界各地で4,350 万人に達した国内避難民に対する支援を強化した。

・2020 年には新型コロナウイルス感染症のパンデミック下で、UNHCR は現場に留まり支援を提供するという方針のもと活動を継続。難民等が受け入れ国のワクチン接種計画に含まれるようアドボカシーを展開。2021 年2月に Gavi ワクチンアライアンスとワクチン接種にかかる MOU を締結し、必要な支援と連携を行う。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

各在外公館と UNHCR 国事務所、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部と UNHCR 本部、外務本省と UNHCR 駐日事務所の各レベルにおいて、事業や支援活動・現地情勢等に関する情報共有や説明・協議を実施しており、連携を密にしている。ジュネーブ代表部大使と UNHCR 高等弁務官の関係強化に加え、駐日事務所は必要に応じて各国事務所との間での調整や確認・補助を行い、日本の支援が効率的かつ効果的に活用されるよう尽力している。

具体的には、UNHCR 駐日事務所のホームページでは「日本と UNHCR」という項目で各種情報を掲載しており、日本政府による UNHCR への支援として、アフガニスタン支援に関する署名(2019 年9月)、マラウィ難民キャンプ支援事業での柳沢日本国大使による現地視察(2020 年1月)、アゼルバイジャンとアルメニアの軍事衝突に対する緊急無償資金協力の拠出(2021 年2月)等の紹介を行うとともに、日本政府による 2020 年の支援全体に関する特集ページを作成・掲載している。

また、UNHCR の各国事務所からは、ツイッター等の SNS 発信による日本政府からの拠出及び支援事業の謝意と紹介を積極的に行っている。主な掲載例:パキスタン、レバノン、トルコ等での新型コロナウイルス感染症対策支援(2020 年4月～7月)、アルジェリア事業への拠出(2021 年2月)、ソマリア、イラク、ウガンダ、カメルーン等での日本政府からの新規拠出支援の紹介(2021 年4月)。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2020年5月(日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	日本の2020年度分の決算報告については2021年6月頃に公表予定。
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2022年6月頃(日本の2021年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
・2019年の収入は4,826百万ドル、支出は4,415百万ドルとなり、約411百万ドルが翌年に繰り越された。UNHCRが支援対象とする人々は前年比15.6%増の86.5百万人に達し、UNHCR職員数は前年比4.8%増の約1.3万人となり、世界のUNHCR事務所数は前年比約8%増の507事務所となった。 ・国連会計監査委員会(BOA)による外部監査(直近では2020年9月)では、適正な管理がされているとの評価の上で、UNHCRに財務管理やパートナー団体との提携にかかる取組の強化等について提言を行った。2020年のBOA監査報告は、2021年9月以降の見込み。 ・2014年から2018年までのBOA監査による提言総数は96で、うち、50%の48提言が完全に履行済み、45%の43提言が対応中となっている。 ・2019年の監査では、新たに55の提言が出され、うち50提言をUNHCRは受け入れた。提言の約50%が財務及び内部管理に関するもので、他に実施パートナー団体に関する提言、権限委譲・地域分権にかかる組織改革に関する提言、UNOPS契約に関する提言等が出された。 ・主な提言は、職員の健康保険、支払における権限委譲(電子化の検討)、局レベルと国事務所レベルの責任範囲の区別、地域局と部署が果たす機能の区別、地域局の新たなポストにかかる役割と責任の明確化、実施している組織の権限委譲及び地域分権にかかる総合的な評価の実施、実施パートナー団体の調達にかかる書類の見直し、UNOPS契約業者の活用条件の明確化、データ保護のインパクト調査の実施等であった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)によるコスト削減に関する指摘も踏まえ、2019年、2020年に組織改革の一環として行われた地域分権化は22あった地域事務所を7か所に集約し、コスト削減を実現した。 ・2020年、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック下で各地域での支援活動や組織改革を継続し、監察長室の助言に基づき第三者・外部監査を実施。 ・UNHCRは以下の8つの柱を立て組織的な改革を実行。 (1)組織の権限委譲(decentralization)及び地域分権(regionalization)の推進 (2)組織目標を達成するための戦略構造をより成果と結びつける必要性についてMOPAN評価にて指摘されたことも踏まえ、新しい成果主義志向のマネジメントシステム(Result Based Management:RBM)を導入しシステムの改善を継続 (3)現場の権限付与と、人々を中心に据えた人事システムの導入	

(4) データとデジタル化の推進 (5) 国連改革とSDGsへの貢献 (6) システムの見直し及び改訂による業務の効率化 (7) 国連内部監査部(OIOS)によるセキュリティ管理とガバナンスに関する指摘(Report 2020/025)も踏まえた、リスク管理の強化 (8) 難民グローバル・コンパクトの実現 ・権限委譲及び地域分権の推進については、(a)より効果的な保護の実施、(b)より多様なアクターとの問題解決に向けた取組み、(c)現地ニーズへのより迅速で柔軟な対応、(d)地域レベルでの支援活動の同質性の確保、地域の開発(金融)機関・政府間機関との連携の強化、(e)地域情勢への理解の深化、(f)国事務所単位での支援活動への適切なサポートと質の確保、(g)現地難民受入国とのより効果的な協力を目的とし、能力、権限、資源を7つの地域事務所に集約し、2020年1月から新たな組織体制を始動した。 ・本部に、戦略的計画及び成果を担当する部署を新たに設置し、エビデンスに基づいた戦略的計画を推進。 ・2019年末までに、リスク管理に関わるポストが3から30に増設され、各支援活動を繋ぐリスク管理のネットワークが立ち上げられた。リスク管理フォーカルポイント600名を含めた3,100名が研修を完了。組織全体及び事務所レベルでリスク一覧を作成。新型コロナウイルス感染症のパンデミックや気候変動に関するリスクも盛り込まれ継続的に更新。 ・成果主義志向マネジメントを 2022 年より本格導入するため、国ごとの複数年計画、新たな指標の導入及び経費効率化を図るとともに、人道と開発の連携(ネクサス)を重視し、国連持続可能な開発協力枠組み及び人道支援計画への取り組みに対する貢献をより明確に数値化していく準備を実施。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。 ・ウガンダでの難民支援活動における政府の難民登録システムでの不正及び一部事業における業者の過剰請求に関する不正疑惑があったが、意図的な不正登録や UNHCR への損失や損害が発生しないことを確認するとともに、UNHCR は以下のとおり不適切事案に対する予防や適切な処置を一層強化している。 ・2019 年に UNHCR は組織・行財政マネジメント強化に関する2つの新たな枠組として、独立監察機能に関する政策及び UNHCR 内における調査に関する指示書を作成し、2020 年より実行。独立監察及び調査機能を含めた保全措置を強化した。 ・2019 年末までに監察室の調査部がアンマン、バンコク、ナイロビ、プレトリアに設置され、UNHCR の独立調査機能が拡大された。この機能拡大は、自由に意見を述べられる組織文化の推進、リスク管理の強化、研修の実施及び相乗効果による不正行為の削減に資することが期待されている。 ・主要ドナー国向けの不正対策に関する説明会を四半期毎にジュネーブ本部にて開催し、進捗や対策に関わる報告を徹底している。 ・UNHCR は組織的にジェンダー、多様性、ハラスメントに対する徹底的排除(zero tolerance)の理念を掲げており、人事、独立監察・調査等力を入れて対策を講じている。特に性的搾取・虐待からの保護(PSEA)については 2019 年9月から 12 月には高等弁務官が機関間常設委員会(IASC)チャンピオンストラテジーの PSEA 擁護者として PSEA にコミットするなど組織を挙げて取り組み、2020 年に 2020-2022 年の活動計画を策定し、継続した研修を実施した。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組 年3回開催される常設委員会にて、組織改革やマネジメントに関する意見表明を行っている。また、主要ドナーの非公式グループ向けに開催された組織改革の一つである成果志向主義マネジメントに関する説明会でも、指標や成果の明示について意見を述べ、日本の意向を反映させている。これらを踏まえて、日・UNHCR 政策協議や、ジュネーブ代表部と UNHCR 本部レベルで、UNHCR 側より追加説明や情報共有を受けている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
65	66	66	65.67	73	7.33	3,624
2017	2017	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
66	66	73	68.33	70	1.67	3,814
備考	2018 年より、幹部候補職員派遣制度により、UNHCR には P4レベルの職員2名がパキスタン及びバングラデシュに派遣され、その後も UNHCR 職員として勤務を継続している。					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
3	4	5	4	4	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
4	5	4	4.33	5	0.67	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
ファルカス UNHCR 駐日事務所長の赴任後、2020 年7月に国際機関人事センターと意見交換を実施し、UNHCR への日本人 JPO 受入れ拡大について協議するとともに、2020 年 10 月の植野国際協力局長への表敬時にも日本人 JPO の増員及び定着について意見交換を行った。また、2021 年2月の日本・UNHCR 政策協議において、日本人の幹部職員2名が参加した上で、クレメンツ副高等弁務官より、JPO が UNHCR の活動に直接的な関与とインパクトを与えており、重視していることが述べられた。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						